

第765回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成19年8月20日(月)午後2時から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第764回教育委員会会議録の承認について
- 4 第765回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
平成19年度学校基本調査速報について (総務課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 教育功績者表彰について (教職員課)
 - (2) 平成20年度使用県立特別支援学校教科用図書採択について (特別支援教育室)
 - (3) 平成20年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について (高校教育課)
- 7 議 事
第1号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について (文化財保護課)
- 8 資 料(配付のみ)
 - (1) 宮城県美術館特別展「日展100年」について (生涯学習課)
 - (2) 東北歴史博物館特別展「奥州一宮鹽竈神社 - しおがまさまの歴史と文化財 - 」について (文化財保護課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第765回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成19年8月20日(月)午後2時から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,
佐々木教育長
- 4 **説明のため出席した者**
三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
伊東教育企画室長, 氏家福利課長, 安井教職員課長, 村上義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 氏家施設整備課長,
熊谷スポーツ健康課長補佐, 武田生涯学習課長, 真山文化財保護課長他
- 5 **開 会** 午後2時
- 6 **第764回教育委員会会議録の承認について**
委 員 長 (委員全員に諮って), 承認。
- 7 **第765回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について**
委 員 長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり
- 8 **教育長報告(一般事務報告)**
平成19年度学校基本調査速報について
(説明: 教育長)
「平成19年度学校基本調査速報について」御説明申し上げます。
資料は, 1ページから6ページまでとなる。
この調査は, 学校に関する基本的事項である学校数, 在学者数等の状況を明らかにするために, 毎年5月1日現在で実施している指定統計調査である。
資料の1ページをお開き願いたい。
はじめに, 1「学校数・学級数」についてである。
平成19年度の本県の学校数は, 小学校が前年度より2校減少し, 463校, 中学校が4校減少し, 229校, 高等学校が前年度より1校減少し, 109校となりました。学級数は前年度に比べ, 小学校で30学級減少, 中学校で26学級増加しているが, 詳細については, 2ページの表1のとおりである。
なお, 過去1年間に設置又は廃止された学校は, 2ページの表2のとおりであるが, 廃

止 2 2 校のうち中学校 4 校は、統合に伴う廃止であり、統合後の学校として新たに 1 校が設置されている。

次に、2 の「在学者数」についてである。

特別支援学校で前年度より 7 7 人増加、小学校で 1, 4 1 0 人、中学校で 7 0 6 人、高等学校で 2, 0 1 9 人、それぞれ前年度より減少しているが、学校種別の在学者数については、2 ページの表 1 の「在学者数」のとおりである。

また、「学校種別在学者数の推移」については、2 ページの図 2 のとおりであるが、依然として少子化に伴う減少傾向は続いている。

続いて、3 の「教員数」についてである。

小学校で前年度より 2 人増加、中学校で 1 6 人、高等学校で 6 6 人、前年度より減少しているが、詳細については 2 ページの表 1 のとおりである。

次に、資料の 3 ページをお開き願いたい。

「長期欠席者数」についてであるが、平成 1 8 年度の 1 年間に 3 0 日以上欠席した長期欠席者数は、小学校は 1, 0 8 9 人、中学校は 2, 5 5 4 人で、小学校については前年度と同数、中学校については前年度より 8 5 人増加している。詳細については、表 3 のとおりである。

このうち、理由別の 1 つである「不登校」について申し上げますと、小学校は 4 1 7 人、中学校は 2, 0 9 7 人であり、小学校については、前年度より 5 人減少、中学校については、1 5 9 人の増加であった。

次に、資料の 5 ページを御覧願いたい。

「卒業後の状況」についてである。

中学校の卒業者の進路については、本年 3 月卒業者数は 2 3, 4 1 6 人で、前年度より 1 3 4 人減少している。進学率は 9 8 . 7 % で、前年度より 0 . 2 ポイント上昇しているが、詳細については 6 ページの表 4 のとおりである。

一方、高等学校の卒業者の進路については、卒業者数は 2 2, 9 4 1 人で、前年度より 6 5 6 人減少しているが、進学率は 4 2 . 6 %、就職率は 2 5 . 3 % で、前年度よりそれぞれ 2 . 1 ポイント及び 1 . 1 ポイント上昇している。詳細については 6 ページの表 5 のとおりである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 最初に教職員数のところであるが、私が聞きたいのは教職員の年齢構成についてである。「データで見るとみやぎの教育」を見ているが、最近の新聞の報道を見ると採用が多い県と非常に採用が少ない県があって、いわゆる二極化しているという報道がされている。二極化するということは年齢構成に偏りとか歪みが生じているのだと思う。望ましいのは生徒にとっても学校の嘉調から考えても様々な年齢の教員で構成されることだと私は思う。宮城の場合、これを見ると 4 0 代が多く、その後年々少なくなっている。少子化等の

問題もあるとは思いますが、いま話した年齢のバランスについて、いま宮城にとっての問題点があるのか、あるいはこれからの見通しはどうか、学校基本調査とかけ離れるかもしれないが、教職員の担当課長から伺いたい。

それに加えて、教員採用の状況と今後の見通しについても合わせて教えていただきたい。

教職員課長 まず、宮城県における教員採用の状況から説明する。よく最近報道されているように首都圏を中心に大量退職に伴う大量採用ということで若年層が急激に増加していてベテラン教員が少なくなっているという状況の県もある。一方で採用数が極度に少なくなっている県もあるが、宮城県の全体的な状況としては、どちらかと言うと中間程度で、若干少子化の影響を受けて教職員の定数が減少していることによって採用数がやや少ない状況にある。全体の年齢構成としては、委員御指摘のとおり、現在、40代が一番多い状況である。だいたい4割ぐらいが40代の教員で占められている。その次に50代という感じである。今後の採用の動向としては、徐々に50代の定年退職者数が増加していく傾向があり、そのピークとしては平成36年頃と見ている。一方で児童・生徒数の減少によって教職員定数の減というのも同時進行していくので、そんなに極端な採用の増加をしなければいけないという状況ではない。ただ、御指摘のとおり年齢構成上、それぞれのベテラン・若手がバランスよく構成されていくことが、児童・生徒に対する教育上望ましい環境であると思うので、なかなか定数減の中で十分な採用が難しい局面もあるが、出来るだけ新規の採用は継続できるような努力をしたいというふうに考えて毎年の教員採用を検討しているところである。

小野寺委員 もう一つ採用状況についての見通しはどうか。現在の倍率はどのくらいか。全国平均は、4倍か5倍だが、宮城の場合はどのくらいなのか。あるいは採用数が今後減っていくのかどうか、その辺りがもし分かれば伺いたい。

教職員課長 まず、教員採用の倍率であるが、各校種・職種を合わせた全体で、まだ10倍を超えている状況である。当然校種によって差はある。大量採用をしないといけないような都道府県においては、なかなか人の確保というところで苦慮しているということもよく聞くが、その点についてはまだ大きな心配はない状況であると考えている。それと今後の採用者数の動向については、定年退職者数の増加に対して定数の増減がどういう形になっていくかということがあり、正確な分析が難しいところがあるが、当面は現在と同程度のレベルを維持していくということは考えている。出来るだけ多くの職員の採用が出来るような努力はしたいと思っている。一方で定員の管理という問題もあるので、いろいろと御指摘をいただきながら検討して参りたいと考えている。

委員長 採用者の年齢はどうなっているのか。

- 教職員課長 現在の新規採用者の平均年齢が、だいたい最近は26歳前後という状況である。
- 委員長 そうするとある程度経験豊富な人が、例えば非常勤等で勤めていた場合の採用条件としてはどうなるのか。
- 教職員課長 地方公務員法の規定があり、臨時的任用の職に就いていたからといって優遇措置はできない。ただ、実際に学校現場で講師として働いている方々は教員の採用選考において受験者本人の希望により所属の校長に勤務実績の報告書を出してもらえる制度を昨年度から導入している。そこで実際に学校で実践的な指導を行っていただく中でどういった活躍をされたかということは選考の参考資料とできることとなっている。また、受験に際して教職教養のペーパー試験があるが、ある一定の年数、宮城県で講師として活躍している方については、勤務実績報告書の提出によって、筆記試験が小論文に代替することができる制度も併せて昨年度から導入している。
- 山田委員 長期欠席者数の表3の中で、小学校・中学校ともに「その他」の部分が年々だいぶ下がっているようだが、「その他」の内容と減ってきている理由を教えてください。また、病気欠席者も年々減ってきているようだが、その内容・状況について教えてください。
- 義務教育課長 「その他」であるが、その内容については、具体的にいうと保護者の教育に対する考え方が無理解・無関心など、あるいは家族の介護、家事手伝いなど家庭の事情から長期欠席している児童・生徒、あるいは海外での長期滞在とか国内外の旅行のために長期欠席している児童・生徒とか、希であるが連絡先が不明のまま長期欠席している、さらに欠席理由が二つ以上あるというケースを「その他」の欄に入れている。
- 2点目の病気等が減っていることであるが、いわゆる病気のために長期欠席している、長い間病気にかかっている児童・生徒が少なくなってきているととれる。それだけ家庭あるいは学校での病気等に対する教育・理解が進んでいる一つの証しと捉えている。
- 山田委員 「その他」が減っている理由はなにか。
- 義務教育課長 先ほど説明した保護者の無理解・無関心とか、海外での長期滞在する児童・生徒の数が概して減ってきているものと捉えられる。
- 櫻井委員 いまの不登校についてのところで質問であるが、病気という欄と不登校という欄とその他という欄があり、私が学校で校医として見ていると不登校の中には抑うつ的になって休んでしまう、それから摂食障害で休んでしまうという子も十分含まれると思われるので、将来的にはこの病気というのと不登校というのを分けるのではなく、いわゆる精神科疾患を含めてもう少し細かく分類すべきだと思うが、いまのところ不登校の中に入っている細かい分類としては、どの程度まで把握しているかということと今後どのように細分化

されていかないといけないと思っているかを教えていただきたい。

義務教育課長 病気の欄の捉え方であるが、あくまで文部科学省の方で調査項目を設定しているのだから、調査項目の記入の仕方に基づき、各学校現場で書いてもらっているわけである。病気の場合は、あくまでも入院、通院、自宅療養等で欠席しているということで捉えている。その中でいわゆる心の問題をどのように捉えるかということは、子どもも判断が非常に難しいところであると学校現場から伺っているが、いわゆる一般的に入院、通院、自宅療養の従来の心の問題以外の身体的ないろいろな疾病というところで病気というものを取り扱っているところである。今後、文部科学省で心の問題をどのように捉えるかということについては、いろいろな説明会の時に記入の仕方が難しいとか、判断が難しいということがもし出て来た場合には、文部科学省に話をし、その辺のところは検討をしていただく必要があるかと思うが、一般的な身体的な病気ということで捉えているところである。

櫻井委員 今日新聞の一面に載っていたが、子供の心の治療であるとか診断については、もっともっと細かく配慮が必要であるという段階に来ていると思う。それで不登校という分類で十把一絡げにもの考える時代はもう終わってしまって、それで一体何でこの子は学校に来ないのだろうということを、専門医、カウンセラーも含めてもっと細分化して考える時期だと思っている。そしていま病気と言ったのは、多分外科的な病気であるとか、内科的な病気を言っていると思うが、切ったり貼ったり、薬を飲んで治る病気と不登校をクリアに分ける時代はもう終わったと思っているので、もっと細分化しようという努力が現場の先生達や実際病気に悩んでいる子供達に、それから保護者に届くような分類をして欲しいと思っている。すごく難しい言い方で申し訳ないが、このように表になって不登校とくると、私のように毎月、子どもの校医としての仕事に携わっている身としては、このように大雑把にばっと捉えられているんだということで非常にがっかりしてしまう。まだこれからの問題だとは思いますが、行政の側からももっと細分化して子供の心の問題を考えないといけないということをお願いしたいと思う。

義務教育課長 委員御指摘のとおりとは思いますが、一応不登校のきっかけについては、私ももしっかり把握しているところである。例えば、家庭生活に起因するとか、学校生活に起因するとか、あと中学校に多いが本人の問題に起因するとか、その本人の問題に起因するのはどういうことがあるのか、さらには指導態勢に問題がある等、不登校のきっかけとなった要因というか起因するところについては押さえているところである。それらを含め不登校の原因をつかんで今後の指導に役立てていきたいと考えている。

小野寺委員 私は不登校のことで伺いたい。データや新聞等も少し見ているが、中学校の不登校が宮城県はだいたい全国を若干上回っている。今年は、2,097

人であるが、3%を超えている。3%を超えたということは、100人に3人、33人に1人である。その理由は複合的かもしれないが、宮城県で2千人が学校を拒否している。理由はいろいろあると思うが、これは重く受け止めなければいけないと思う。私も現場にいた時からずっとそう感じていた。この数字には保健室登校は含まれず登校にカウントされている。それを含めればもっと増えると思う。それで一つは、宮城だけではないだろうが、歯止めがなかなか掛からない、その状況をどう捉えるかということである。しかも学校に行っていない子供達がどんなことをしているのか、適応教室等に行っていない子供がちょっと心配である。歯止めが掛からない状況をどう捉えるかということである。不登校に対する見方や考え方が非常に柔軟になって来ている。行きたくなければ学校に行かなくてよいということもある。だから学校も不登校が起きても仕方がないという容認するようなどころもないわけではないと私は思う。例えば校内暴力は大変である。来たらその辺を蹴飛ばされ大変であるが、不登校は考えようによっては苦にならないわけである。学校に来ないわけだから。そういうふうな何と言うか不登校に対する見方とか問題意識の持ち方が弱くなってないかなというふうな気がする。こういう見方が、不登校を容認するわけではないが、それに近い考え方が背景にないのかなという気がしている。そういう考え方について、県として、例えば教育事務所とか現場にどのような指導をしているのかなと思う。もうちょっと言えば登校を刺激することが登校の圧力となるという考え方もあるわけで、それは子供の状況にもよるだろうが、そういったことも含めてどうなのかなと思っている。菅原次長からその辺の考え方について伺いたい。

菅原次長

不登校に限って申し上げますと、ここ過去5年間、本県では小中合わせると減少傾向、あるいは同程度の数値で推移して来ている。各学校、地教委、それぞれ子供達にきめ細かなスクールカウンセラー等を活用したきめ細かな指導・相談体制の整備等も含めてお願いしますということでやってきた結果が少なくともこの過去5年間の減少傾向にあったというふうには捉えていたところであるが、今回中学校に限って申し上げますと、ちょっと増えてきたということで、これについては、私ども平成19年度全ての中学校にカウンセラーを配置して、よりきめ細かな相談体制を整備してきている中での数値増ということであるので、これについてはいま担当課で詳細な分析を進めているわけであるが、先ほど櫻井委員からもうちょっと要因分析なり、あるいは状況把握なりをきめ細かにやっていかないと根本的な改善に繋がっていかないであろうというふうな御意見・御指導があったわけであるが、不登校についても要因分析が5項目ほどあるが、それを越えたもの、あるいはそういった項目で把握しきれない要因が今回の結果には数字上からは見えてくるような、そういった予測を今している。特に、今回「本人の問題」が五つの項目

の中で増ということ、中学校の不登校数を上げているように本県の場合はなっているわけであるが、本人の問題の一体どういった状況下の中での本人の問題なのか、それをもうちょっと、相談体制を、今年度、カウンセラーの体制をかなり敷いたので、もう少し整備を図りながら要因分析を図っていかなければならないと思っている。ただ、不登校の場合、御存知のとおりなかなか理由が特定できないことと特効薬がなかなかないんだという私たちの苦心もあるので、その辺の一考を頭に入れながら学校なり、地教委なり、あるいは県教委なりの体制整備を図っていかなければならないと思っている。

委員長

いまの話であるが、学校自身も不登校を容認するような雰囲気があるのではないかという発言と、もう一つは不登校の内容をもう少し詳しく分析した方がよいという発言があったが、それもあるが、私は、もう一ついまの中学校が、要するに子供達にとってあまり魅力ある学校になっていないのではないかということが、そういうことも大きい原因ではないかと思う。教科や教え方等にも反省すべき点があるのではないかと思う。見ていくと決して次長発言のとおり最近出て来たものではなく、パーセントから言えばかえって中学校なんかは増えている。何かそんなふうに思えるがどうか。学校自身の教える努力、もっと特徴ある良い学校にしようという努力が足りないのではないかと思うがどうか。

菅原次長

不登校状況に対して、学校も保護者も以前に比べて寛容になりつつあるのではないかと一部の報道はあった。小野寺委員の発言にもあったが、基本的には、学校も我々行政も決して基本的な考え方としては、そうは思っていないわけであり、登校を促す上での一つの手法としては、ある期間、そういう手法をとることは必要であると思うが、基本的には、すべての子供が学校に来て、楽しく学ぶ、そういった状況を目指して行かなければならないと思っている。ただ、その上で委員長の発言のとおり学校の学習なり、あるいは教育活動なりが不登校を引き起こす一つの要因になっているのではないかというふうには思いたくないのだが、ここで申し上げたとおり、そういったことも含めて、これから文部科学省から出されている質問項目等だけに捉われず、詳細な分析をしていく必要はあると考えている。

小野寺委員

要因の分析はできているであろう。先ほどの課長発言のきっかけ等の数字は出ており、ここに出ていないだけであると思うが、先ほど櫻井委員からももう少しきっかけや要因分析が必要であるとあり、本当にそのとおりと思うが、特に、今年からいわゆるいじめが理由の部分が調査に入ったと思うが、それがどの程度出ているのか。それから前後するが、いまの委員長発言は大事だと思う。学校がどんな場であればいいのか、ひとりひとりの生徒にとって。そこだと思う。極端なことを話せば、いじめはなくすことは難しいが、不登校はある程度なくせると思う。それで、カウンセラーもいいが、それだ

けではやっぱり歯止めは掛からないわけだから何かの手を打っていくべきではないかと思う。学校に行かなくて何だかんだという例もあるが、悩まない不登校等の例もあるが、見てきて思うのは、やっぱり学校に来て欲しい。学校はいい、沢山いろんなこと、友達もあるし、学べるので、来て欲しいのだが、やっぱり子供にとって魅力ある学校になるべきとの指摘は、そのとおりであると思う。

もう一つは、宮城県は復帰率が高いが、中には段々と学校からの働きかけが少なくなっていて、うちの子供が見捨てられたんじゃないかという声も聞く、その辺りのパイプを切らさないで、コンタクトをとってやっていただきたい。

それで最初のいじめについて教えていただきたい。

義務教育課長 今年度から不登校となったきっかけの項目の中に「いじめ」が入ったが、小学校の場合で10人、率で2.1%、参考までに全国は、2.5%となっている。中学校の場合は、いじめがきっかけで不登校になった生徒数は、88人、率で3.9%となっている。参考までに全国は、3.3%となっている。今回、この他に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」といった項目を設け、従来の「友人関係をめぐる問題」を区分した。

9 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について

委員長 委員全員に諮った上で、専決処分報告(1)及び議事については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。
会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

(2) 平成20年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

(説明:教育長)

「平成20年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について」御説明申し上げます。
資料は、2ページから8ページまでとなる。

県立学校の教科書は、県立学校の管理に関する規則の第12条により、教育委員会が採択したものを使用しなければならないこととなっている。

本年度は、毎年採択することになっている学校教育法第107条の規定による教科用図書(一般図書)のみを採択することになる。

そのため、宮城県立特別支援学校教科用図書採択検討会議を開催し、各特別支援学校長から採択希望の報告があった教科用図書について、平成20年度使用教科用図書(学校教育法第107条の規定による教科用図書〔一般図書〕)採択基準に基づき検討した結果、小学部・中学部及び高等部において使用する学校教育法第107条の規定による一般図書として適当であると認められたので、「教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号」により、採択を決定し、各県立特別支援学校長に通知したものである。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 私は、教科書は本当に大事だと思う。指導の基になるのは、やはり教科書だと思う。それで県立の場合は、例えば採択にあたっては、県の方針に基づいて各学校が生徒の実態やカリキュラムに応じて十分に審議して、そして県にこの教科書を採択したいということ届け出て、それを県としても十分に審議しているわけであり、そういう手続きを経てきているものであるから、私から意見はないが、やはり県が最終的に採択をすると思うが、各学校の意向や希望なりが反映されていけば、私はそれでよいのかなと思う。その辺がきちんとなっていれば問題無いと思う。

佐々木委員 この表の8ページのところに特別支援学校で使用する選定図書があるが、一つ気になったが、くもん出版の図書カードというのが随分あるように見受けられるが、くもん式というのはやはり教育の手法としては、割に特徴ある教育方針というか学習のさせ方という印象を私は持っているが、そういうのを特別支援学校で採用しているということか。ちょっと教育全般からしたらちょっと気になったので教えていただきたい。割に特殊な教育方式を採用しているようには思う。学校教育という中で、くもん式というものを取り上げるということなのか伺いたい。

特別支援教育室長 御発言のとおりであるが、くもんの方でも特別支援教育用の子供達のためにいろいろ開発したものがあり、これらについても生活に密着した、例えば、8番、9番、10番とあるが、生活道具とか、お店のこととか、標識のこととか参考になるものが入っており、学校からも要望されたものであると思う。

佐々木委員 そうするとくもん出版の方で、特別支援学校の子供達用に特別に配慮して作ったというものか。この生活図書カードといったものは。

特別支援教育室長 特別支援用といったものではないが、特別支援の子供達を意識した作り方をしているものである。

佐々木委員 学校教育の中で、特定の教育手法を取り上げている教育事業所の教育手法を、特別に取り上げるといえるのはどうかなという気がしたので伺った。教育全般の中からすれば一つの手法ではあるが。

特別支援教育室長 これはカードで組み合わせて使ったりしているもので、全部が網羅されている普通の教科書とは違って来るが、部分的に活かせるということで使っている。

菅原次長 佐々木委員御指摘のいわゆるくもん社が短時間の中でドリル的にことを解決している、あるいは知識を得るといえる手法で作られた図鑑カードかどうかということについては、そのものはカードであるので、そういう使い方も可能であるが、むしろ生活科の中で使っていく、あるいは社会科の中で使っていくという活用の仕方は、一つの図鑑、図書として出てくる図鑑と言うよりも、カードとして、それぞれの例えば動物とか、果物とか、野菜とか、子供

達に単体でカードとして見せてそれを認識させていくということの方がむしろ主であり、短時間でドリル的にやっていくという手法は、やり方としては可能と思うが、むしろ別な方、前に私がお話しした方が意図されて上がって来ていると押さえている。であるから特別な手法をもってこれが使われているということは想定されていないと考えている。

委員長（委員全員に諮って）了承。

（３）平成２０年度使用県立高等学校，特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について

（説明：教育長）

「平成２０年度使用県立高等学校，特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について」御説明申し上げます。

資料は９ページとなる。また，別添として資料１及び資料２がある。

県立学校の教科書は，県立学校の管理に関する規則の第１２条により，教育委員会が採択したものを使用しなければならないことになっている。

高等学校及び特別支援学校高等部では，各学校に設置されている「教科書選定委員会」の審議を経て，候補となる教科書を選定し，各学校長から採択の申請がなされた。また，県立中学校においては「県立中学校教科用図書選定調査委員会」が候補となる教科書を選定し，同委員会から採択の申請がなされた。

その後，教育庁内に設置している「県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において，各学校の教育課程との整合性がみられるか，生徒の実態に配慮されているか等の観点で審査を行い，妥当なものであると判断した。

このことから，教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項第２号の規定に基づき，別添資料１の「平成２０年度使用県立高等学校，特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書採択一覧」のとおり，平成１９年８月１５日付けで採択を決定したことを御報告申し上げます。また，別添資料２は，県立高等学校，特別支援学校高等部及び県立中学校用で購入される教科書について，各科目ごと，出版社ごとの本県採択件数を一覧にしたものである。

なお，詳細については，担当課長から説明させる。

（説明：高校教育課長）

別添資料１を御覧願いたい。表紙にあるとおり，１ページから４５ページまでは，高等学校学習指導要領の適用を受ける生徒，すなわち全日制の全ての学年と定時制の１～４年次に使用される教科書である。

４６ページは，県立中学校で採択する教科書の一覧である。

表の見方であるが，縦には学校名が本校・分校・全日制・定時制・通信制別に並んでおり，横には国語科の国語表現 から各科目名が並んでいる。例えば，仙台第一高等学校に関しては，１ページの国語表現 から４ページの家庭科のフードデザインまでが一覧とな

っている。

国語総合の欄には、東書027、028とあるが、東書は、発行者：東京書籍の略称で、027、028の番号は、教科書の番号を表している。仙台第一高等学校では、国語総合に関しては2冊の教科書を採択しているということである。

続いて、別添資料2を御覧願いたい。

1ページを御覧願いたい。縦には、高校用教科書を出版している出版社名、横には教科名、あるいは科目名が記載されている。左端の出版社名の一番上、東書の国語表現に4とあるが、この数字は、宮城県内の、特別支援学校高等部4校を含む県立高等学校、県立中学校のうち、東京書籍の国語表現の教科書が4点、購入されることを示している。

国語表現の欄の下の方に、合計51とあるが、県内全部で延べ51の学校において購入されることを表している。

その下に、6とあるが、これは、国語表現に関して、教科書を発行している出版社数が6社あるということ、その下の6は、6社のうち6社、即ち、現在発行されている国語表現の教科書の6種類すべてが、本県の特別支援学校高等部4校を含む県立高等学校の中から購入されていることを示している。

全体的に見て、各県立高校・県立中学校の教科書の採択については、各学校の生徒の実態と教育課程を踏まえた適切なものであると考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 去年に比べて何か大きな変化があるかどうかということの一つ教えていただきたいのと、もう一つは、ざっと見ると東京書籍というところが殆ど採用されていて、県による特色で東京書籍が多いのか、日本全体として、これはよい教科書が多いからこのような結果なのか、私はあまり詳しくないので教えていただきたい。

高校教育課長 今年の採択状況について、昨年度と大きな違いはない。これが一つである。それから東京書籍の採択については、今年全国的にどうかということはまだはっきりはしないが、昨年までであれば比較的採択するところは多く、教科・科目によって違うのは当然であるが、多いところもあるかと考えているところである。ただ、教科書の採択については、先ほどの説明のとおり各学校の実態に応じてその学校が採択しているところであり、見やすさであるとか、分かりやすさ、あるいは生徒の習熟度の程度に合わせて、それぞれ適切に採択していると考えている。

委員長 (委員全員に諮って)了承。

10 議 事

第1号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

11 次期教育委員会の日程について

平成19年9月14日(金)午後2時から

12 閉 会 午後3時

平成19年9月14日

署名委員

署名委員